



平成30年 2月14日

各 位

会社名 京葉瓦斯株式会社
代表者名 代表取締役社長 羽生 弘
(コード番号：9539 東証第二部)
問合せ先 総務部長 星野 剛二
(Tel.047-325-4111)

定款の一部変更および補欠監査役の選任に関するお知らせ

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」および「補欠監査役1名選任の件」を平成30年3月28日開催予定の第133期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更後の定款案
(選任方法) 第32条 (条文省略) ② (条文省略) (新 設)	(選任方法) 第32条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
(新 設)	④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現行定款	変更後の定款案
<p>(任期) 第33条 (条文省略)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期) 第33条 (現行どおり)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年3月28日(水)

定款変更の効力発生日 平成30年3月28日(水)

2. 補欠監査役1名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名を選任するものであります。なお、本議案は、「1. 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者の略歴

氏名(生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
<p>ぼんどう しろう 坂東 司朗 (昭和22年7月20日生)</p>	<p>昭和48年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 昭和50年9月 坂東司朗法律事務所開設 所長 平成16年3月 坂東総合法律事務所開設 所長(現任)</p>

(注) 1. 坂東司朗氏は補欠の社外監査役候補者であります。

2. 坂東司朗氏と当社との間には、特別の利害関係はありませんが、同氏の所属する法律事務所と当社との間には、法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託の取引関係があります。

以 上